



## Contents

- ◇ 社長室から、こんど～です
- ◇ 経営まめ知識：『すでに現れた未来（21世紀）』について
- ◇ いまさら聞けない相続税の仕組シリーズ

# 1

## 2014 Vol.122



大成経営コンサルティンググループは、財務会計総合コンサルタント業として、  
企業経営に関するあらゆるご相談にワンストップで対応しております。

- ◆ ㈱大成経営開発 . . . . . 財務会計総合コンサルティング <http://www.taiseikeiei.co.jp>
- ◆ ㈱大成財産コンサルタント . . . . . 相続税申告・終活相談・資金調達運用  
会社売買・生命保険損害保険・不動産
- ◆ ㈱アップワード エスト保険 . . . . . 生命保険・損害保険 <http://www14.ocn.ne.jp/~esthoken>
- ◆ ㈱大成アフェクション . . . . . 居宅介護支援・通所介護事業
- ◆ ㈱大成グローバルトレーディング . . . . . 経営コンサルティング・商社 <http://www.taisei-gt.co.jp>

アイクス税理士法人・清永税理士事務所・飛石税理士事務所・徳留税理士事務所・高木社会保険労務士事務所・  
竹馬社会保険労務士事務所・社会保険労務士あきおか事務所・おかもと社会保険労務士事務所・須賀経営労務研究  
所・的場土地家屋調査士事務所・行政書士法人エド・ヴォン・司法書士法人緒方事務所

## 社長室から、こんど~です

皆様新年明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

お正月はいかがでしたか？私はいつものように箱根駅伝を見てゆっくりと過ごしました。

今年は**4月から消費税も上がり**買い物をする時の負担は大きくなります。人生で最大の買い物と言われる『家』について考えてみました。

この負担を大幅に軽減する緩和策も打ち立てられているのです。消費税は上がり給料は上がらないと思う前に、**制度を知って最大限に活用し住宅購入を考えてみましょう。**

2,000万の住宅にかかる税金は100万、**8%になると160万、10%になると200万**です。今と比較すると**60万~100万上がる**こととなります。

そこで「**住宅ローン減税**」と「**新制度の住まい給付金**」です。この二つの制度を最大限に活用すれば場合によっては、消費税の増税後に購入した方が負担は少なくなるケースもあります。

### 住宅ローン減税は

適用期日	平成26年3月まで	平成26年4月~平成29年まで
最大控除額 (10年間合計)	200万円 (20万×10年)	400万円 (40万×10年)
控除率1%10年間	1%10年	1%10年
住民税からの控除	最大97,500円 前年課税所得の5%	最大136,500円 前年課税所得の7%

ただしこの制度の効果が発揮できるのは借入金が多く、その1%の引くだけの税金を払っている人と言う事になります。借入が多くても扶養家族が多くて税金を払っていない人は税金は戻ってきません。結局所得が多く、たくさん**お金が借りられる富裕層に大きなメリットがあることとなります。**

そこでその差を埋めるために「**すまい給付金**」が新制度として導入されることになりました。この制度は都道府県民税のうち前年の所得に対して課税される部分は以下ようになります。

収入額の目安	最大給付額
425万円以下	30万円
425万円超475万円以下	20万円
75万円超510万円以下	10万円



条件はいろいろありますが**消費税が10%になると給付金は最大で50万円です。**新築住宅だけではなく**中古にも条件はありますが適用されます。**こんな制度を利用して夢のマイホームをと私はお勧めしています。詳しくは事務所へお問い合わせくださいませ。

**今年から相続税も増税され相続税なんて関係ないと思っている人も課税の対象になる可能性があります。**一度試算をお勧めします。

今年もグループ全体でお客様のサポートをいたします。何でもご相談くださいませ。

よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

(株)大成経営開発社長近藤記



社長ブログ：近藤社長の体と会社のダイエット日記  
毎日更新しています！是非読んでください！  
<http://www.taiseikeiei.co.jp/blog/diet>

## 経営まめ知識：『すでに現れた未来（21世紀）』について

明けましておめでとうございます。今年もみなさんにとり良い年であります様に！！ところでお正月は、如何でしたでしょうか？？私は、日ごろ会う事が出来ない人と 会ったりお墓参りにいろんな思考の時間でした。そこで考えた事をお話したいと思います。



### まず第1に日本の人口問題です。

去年1年間で自然減により24万人減少したという事です。自然減とは、生まれた人と 亡くなった人の増減です。日本は、**西暦1,900年に人口約4,000万人。2,000年に人口約12,800万人。**100年間で人口が、**約3倍**に増えています。これが労働力の確保と経済成長を促した一番の要因でした。いろいろなシンクタンクの予測によりますと**2,100年の人口は6,000万人**です。という事は、**100年間で毎年平均的に約70万近くの人が減少するという事です。**佐賀県1県位の人口が、毎年全国で減少していくという事になります。人口減は、まだ始まったばかりです。**ピークは、20年後くらいです。**土地・建物・事業所が、不要になるという事です。

### 第2番目に高齢化問題です。

この問題も今からです。団塊の方々が、**ピークになる約20年後**が、高齢化のピークでしょう。医療費や介護費の高騰です。社会保障や税金などの国民負担率がどうなるのか？**実際に国民皆保険や年金など維持できるのか？**

### 第3番目に中小企業の減少です。

平成元年約26年前は、中小企業の数が約**620万社位**でした。そして私の記憶では、**数年前に420万社位だったと記憶しています。**ところが、先日の情報によりますと**平成24年2月のデータで390万社を割り込んでいる**そうです。これは人口減少や高齢化の問題よりは、寡占化や系列化という**資本主義の最終形態の問題**です。

### 第4番目に日本国の債務問題です。

巷では、今現在株価が16,000円を超えアベノミクスで湧いています。東京オリンピックも決まりました。消費税を増税すると言っても国の**債務は留まる事なく1,000兆円を超え**、地方債務などを合わせると**1,500兆円**にもなると言われていています。これは**日本人個人の金融資産と同じ規模まで**になりました。国民の個人預金などの金融資産に裏付けされたお金を**政府が債務（担保）という形で1,500兆円使っているという事です。**今ではこの事は、巷で有名な話で日本国のデフォルト問題です。この問題については色々ありますが、誰が責任を取れるのでしょうか？政府がとれるのでしょうか？**疑問です。**

### 第5番目に中国を中心とする新興国の台頭とアメリカを中心とした先進国の衰退です。

経済力の成長による**軍事力のリバランス化**。世界でいろんな形で紛争やテロが多発するようになりました。非常に**政治的軍事的に不安定な時代**になってきたという事です。

### 第6番目にグローバル化の問題です。

スマートフォンなどの**ICT（情報通信技術）の普及により先進国でも後進国でも世界で同じ情報が入る**という事です。これは、世の中を便利にする一方で、不安定な要因を生むという問題も抱えています。

すでに現れた未来。つまりは21世紀です。まだ始まったばかりです。この様な国内環境や世界環境の中でいかに経営していくか？中小企業は、**オンリーワンを目指す**という事。

それと経営のキーワードは、**①時流という一般方向を間違えない ②スピード ③意思の統一 ④徹底的な行動**で動いていくという事です。

年末から新年早々に日本や世界の現状を認識して心新たにした新年でした。今年もみなさまにとり飛躍の年でありませうとお祈りします！！

熊本事務所にて



会長ブログ：自由人石本の毘沙門天世界放浪記  
毎日更新しています！是非読んでください！  
<http://www.taisei-gt.co.jp/blog/>



## いまさら聞けない相続税の仕組シリーズ

### 「家族名義の預貯金」

今年第一回目は**相続税の税務調査で必ず問題の対象になる「家族名義の預貯金」**について、お話ししたいと思います。

「**家族名義の預貯金**」とは、亡くなった人が実質所有していたのに、通帳は、配偶者・子・孫の名義になっている預貯金の事です。

家族名義の預貯金が問題になるのは、その預金が亡くなった方の名義なのか？家族に預金を贈与したものなのか？という点です。もし、家族に贈与されたものであれば、その預金は相続財産に含める必要はありません。

### 贈与とは何か？

- やる側は、無償であげます。
- 受ける側は、もらいました。意思表示で贈与契約が成立します。評価によって、贈与税が発生する場合がありますが、“**やった・もらった**”がなければ、そもそも贈与とはいきません。

### 家族名義の預金だと税務署からの指摘があるのは

- その預貯金の存在を知らなかった。
- 亡くなった方の印鑑で通帳を作っている。などの事が分かった時です。

### 指摘があった場合は

- 誰が、口座を開設したのか？
  - 誰が、通帳を管理していたのか？
  - 預貯金の事実を知っていたのか？
  - 贈与されたものである事を認識していたか？
- などの説明が必要になります。



### 家族名義の預貯金と判断されない為には

- 贈与契約書を残しておく。
  - もらった人が通帳を管理しておく。
  - 贈与税の申告をする。
- などが有効です。

また、「**家族名義の生命保険**」・「**亡くなる前3年以内贈与**」にも注意が必要です。相続の大増税時代が到来します。相続税の計算や節税対策は、是非ご相談ください。



岡村 泰

## （株）大成財産コンサルタントがスタートします！！

こんなことって、みなさんの回りにありませんか？

- 相続税申告・・・相続税が改正されるけど、私にもかかるのかな？
- 終活相談・・・自分らしいエンディングを迎えたいけど、何をしたらいいのかな？
- 資金調達・・・事業計画書を作成して、銀行評価を上げ資金調達が有利にしたい
- 事業承継、M&A・・・後継者がいなくて困っている
- 不動産・・・情報収集や売買の相談にのってほしい

いろいろなことのお手伝いをします！

どんな小さなことでも、ご相談ください！！



取締役営業部長 野田 美智子

**編集後記**：新年明けましておめでとうございます。今年もたいせい通信をよろしくお願いたします。お正月休みもあっという間に終わり、繁忙期に突入していきます。今年の干支である馬にならって、力を蓄えてスタートダッシュで確定申告、そして1年を駆け抜けたと思います。

